

甲斐市通学路安全推進会議規約

第1条 本会議は、甲斐市通学路安全推進会議と称する。

第2条 本会議は、教育委員会、道路管理者、警察の連携の中で、子どもたちの通学路の安全を確保することを目的とする。

第3条 本会議は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- 1 甲斐市通学路交通安全プログラムを作成し実行をする。
- 2 児童・生徒へ交通安全指導及び教育を行う。
- 3 教育委員会、道路管理者、警察署のほか関係機関との連帯を密接にする。
- 4 各小学校の合同点検をもとに本推進会議を開催する。
- 5 通学路の対策必要箇所に関して各諸機関への対策及び改善の依頼を行う。

第4条 本会議は、次の団体をもって組織する。

- 1 甲斐市教育委員会 教育総務課
- 2 甲斐市 防災危機管理課
- 3 甲斐市都市建設部 建設課
- 4 甲斐市 教頭会
- 5 甲斐警察署 交通課
- 6 国土交通省甲府河川国道事務所 道路管理第二課
- 7 山梨県中北建設事務所 道路課

第5条 本会議に、会長及び副会長を置く。

第6条 本会議の会長は、甲斐市教育委員会教育長が務め、副会長は、会長が通学路安全推進会議のメンバーから指名する。

第7条 本会議の役員の任期は1年とする。

第8条 本会議は、必要に応じて会長が招集し、議長は会長の指名とする。

第9条 本会議の開催は、必要に応じて開催する。

第10条 本会議の規約の改正は、通学路安全推進会議の議決を経なければならない。

第11条 本安全推進会議の庶務は、甲斐市教育委員会教育総務課内において処理する。

(付則) 本安全推進会議は、平成26年4月1日より施行する。